

当局プレスリリース ※ 本和訳は機械翻訳によるものです。誤訳の可能性もありますので、ご担当者参考として活用 いただき、二次使用はお控えいただきますようお願いいたします。

令和8年7月11日
動物衛生課国際衛生企画班

(仮訳)

件名：全北特別自治道淳昌の韓牛農場でランピースキン病が発生

전북 순창 한우농장 림피스킨 발생

掲載：韓国農林畜産食品部プレスリリース

日時：2026年7月11日付

URL:

<https://www.mafra.go.kr/home/5109/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGaG9tZSUyRjc5MiUyRjU3ODQ0MyUyRmFydGNsVmllZy5kbyUzRnNyY2hDb2x1bW4lMQQlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNmIzVmllZD01pbmUIM0RmYWxzZSUyNnJvdYUzRDdEwJTl2YmJzT3BlblZyZFNlcSUzRCUyNnNyY2hXcmQlMQQlMjZyZ3NFbmRkZVN0ciUzRCUyNnJnc0JnbmRlU3RyJTNEJTl2YmJzQ2xTZXEIMQQlMjZwYWdlJTNEMSUyNg%3D%3D>

農林畜産食品部(長官ソン・ミリョン、以下農食品部)は7月11日、全北特別自治道淳昌郡にある韓牛農場(8頭飼育)で、皮膚結節などの疑わしい症状が報告されたことを受け、精密検査を行った結果、ランピースキン病の陽性が確認されたと発表した。

農食品部はこれまで、ランピースキン病の発生状況やリスク評価(4回)などを勘案し、第1種家畜伝染病から第2種へ調整する「家畜伝染病予防法」の改正を推進してきた。今年、法令改正が完了(公布3月31日、施行10月1日(予定))し、ランピースキン病は従来の第1種から第2種の家畜伝染病へと調整された。また、法律施行に先立ち、5月19日から積極行政**に基づき、第2種の家畜伝染病に準じた防疫措置を適用することとした。

* 家畜伝染病は、危険度などに応じて第1種(例:口蹄疫)、第2種(例:ブルセラ病)、第3種(例:牛流行熱)に区分される

** 積極行政委員会の審議完了(5月19日)

これまで農食品部は、今年6月までに西海岸、国境地域、発生地域などリスクの高い高リスク40市・郡*に所在する小規模農家を対象にワクチン接種を完了(40市・郡、40万6千頭)し、その他接種を希望する農家に対してワクチン(88万頭分)を追加供給するなど、防疫管理を行ってきた。

* 全北特別自治道淳昌郡は高リスク40市・郡には該当しない

ランピースキン病が第2種家畜伝染病に指定されたことに伴い、農林畜産食品部は今回の発生から、当該農場に初期防疫チームを派遣し、外部者・家畜・車両の農場への立ち入り規制、移動制限、感染家畜の隔離および家畜処分猶予*など、発生農場を中心とした防疫措置を実施する。

当局プレスリリース ※ 本和訳は機械翻訳によるものです。誤訳の可能性もありますので、ご担当者参考として活用 いただき、二次使用はお控えいただきますようお願いいたします。

* 最大 70 日間、家畜の処分を猶予し、定期的な精密検査で陰性となった場合は処分を解除

従来、ランピースキン病が第 1 種として管理されていた際に実施されていた「危機警報『深刻』段階の発令」、「一時移動中止」、「防疫帯の設定」などは適用・施行しない。

また、ランピースキン病の発生に伴い、全国にランピースキン病危険警報を発令し、全国韓牛協会、韓国酪農肉牛協会などの生産者団体と協力して、農家における媒介昆虫の防除活動を強化する計画である。

農食品部のイ・ドンシク防疫政策局長は、「全国の牛飼育農家では、農場の衛生管理や出入り車両などに対する徹底した消毒、畜舎内外の媒介昆虫の防除など、基本的な防疫規則を遵守してほしい」と呼びかけ、「特に、全北特別自治道淳昌（スンチャン）地域でのランピースキン病の発生を受け、当該地域などについては、地方自治体および関係機関を通じて、牛飼育農家による自主的なワクチン接種を奨励するとともに、媒介昆虫を介した感染拡大を防ぐため、農場周辺の防除・消毒に万全を期す」と強調した。